



空き家の適正管理にお困りの方へ、様々なサービスが始まります！
「龍ケ崎市空家等対策の連携協力に関する協定」
締結式を開催（10/30）

龍ケ崎市では、全国的にも問題となっている空家等の適正管理に対応するため、平成27年度～平成28年度にかけ「空家等実態調査」を実施しました。さらに、平成28年度には空家等対策特別措置法に基づく「龍ケ崎市空家等対策計画」を策定し、空家等対策の取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、空家等の適正管理では、「相続に関する問題」や「空家を売却したいがどこに相談すればいいかわからない」等、空家等の所有者等は様々な課題を抱えています。

それらの課題に、専門的な知見からの情報の提供やアドバイスなど、より適切な対応ができるよう、**龍ケ崎市と茨城司法書士会及び龍ケ崎市と茨城県宅地建物取引業協会が「龍ケ崎市空家等対策の連携協力に関する協定」を締結し、10月30日(月)に協定締結式を龍ケ崎市役所にて開催**します。

なお、**茨城県宅地建物取引業協会が本件に関する協定を市町村と締結するのは茨城県内では初めて**となります。

■日 時	平成29年10月30日(月) 午前10時30分から午前11時まで(予定)
■場 所	龍ケ崎市役所 本庁舎 3階庁議室 (所在地:龍ケ崎市3710)
■詳 細	【協定式スケジュール】 10時30分:龍ケ崎市と茨城司法書士会の協定締結式 龍ケ崎市と茨城県宅地建物取引業協会の協定締結式
■参加者	【茨城司法書士会】会長 藤井 里美 様 【公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会】会長 張替 武敏 様 【龍ケ崎市】中山 一生市長
■資 料	式次第

担当課	龍ケ崎市 市民生活部 交通防犯課 防犯対策グループ 担当者:鴻巣(こうのす) 連絡先:0297-60-1532(直通)
-----	---